

平成26年度第1回

富山市障害者自立支援協議会
資 料

日時：平成26年10月29日

午前10時から

場所：議会棟8階 第4委員会室

(1) 各専門ワーキングの取り組み状況について

就労支援ワーキング

回	月日	活動内容	備考
第1回	5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○昨年度の活動報告と今年度の課題について ・昨年度就労支援ワーキングで対応した就継B型の新規利用者の「検討会」の周知 ・市内就労移行支援事業所のネットワーク強化について 	新規委員の引き継ぎ
第2回	6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度当ワーキングで企画する研修会等の構想について ・富山障害者職業センターとの連携による就労支援の在り方 ・市内就労移行支援事業者の情報共有の活性化に向けて ○就労継続支援A型事業所(民間)の動向と課題 ・全国で問題になっている不正請求の実態について 	
第3回	7月16日	<ul style="list-style-type: none"> ①富山市内就労移行支援事業所意見交換会の実施に向けて ②富山市内障害福祉サービス事業者研修会の実施に向けて (主催: 基幹相談支援室、共催: 就労支援ワーキング)	
第4回	8月6日	<ul style="list-style-type: none"> ①富山市内就労移行支援事業所意見交換会の実施に向けて (内容: グループワークによる情報交換、課題抽出) <ul style="list-style-type: none"> ②富山市内障害福祉サービス事業者研修会の実施に向けて (講師: 富山障害者職業センター、対象: 富山市内の就労支援事業者, 相談支援事業者)	①8/27 富山市内就労移行支援事業所意見交換会(富山市障害者福祉センター)
第5回	9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ①富山市内就労移行支援事業所見学会の実施に向けて (対象: 富山市内の就労移行支援事業者) <ul style="list-style-type: none"> ②富山市内障害福祉サービス事業者研修会の実施に向けて (研修会テーマ: 「障害者の就労における支援のあり方と連携について考える」)	
		<ul style="list-style-type: none"> ① 10/23 富山市内就労移行支援事業所見学会 (セーナー苑 あおぞら) ② 10/30 富山市内障害福祉サービス事業者研修会 (富山市障害者福祉センター) 	

就労支援ワーキング資料

「富山市内就労移行支援事業所意見交換会」実施状況

日時：平成26年8月27日（水）15：00～17：00

場所：富山市障害者福祉センター（富山市蛸川15）

参加者：富山市内就労移行支援事業者 9事業所（9名）、就労支援ワーキング委員（6名）

内容：グループワークによる意見交換

意見内容：（以下記述）

<就職準備>

◇作業内容について

- ・多機能でしている事業所は作業内容の差別化をどのように図っているか気になる。環境設定の制限により同じ作業を全体でしている事業所もある。このような場合、事業種別に個別支援計画での達成目標の差別化で対応している。

◇企業が求める人材育成のための、具体的な工夫をどのようにしているか

- ・事業所職員が率先してハローワークや企業に足を運び、求められる人材の実態を知る必要があるのではないか。

<求職活動>

◇実習先、就職先の開拓の取り組みについて

- ・「中小企業同友会」との情報交換で開拓しているところもある。
- ・実習をさせて下さいではなく、作業をさせて下さいと言う切り口で、まずは作業を持ち帰り、品質や納期を守れることを証明し相手側との信頼関係を築き上げていく。
- ・実習先で就職が決まると、そこで事業所としての実習先が無くなるケースがあるのでやり方として個人の就職と実習先は別のところが望ましい。

◇企業と連携する際の、ネットワーク作りについて

- ・支援学校から企業に繋ぐ役割を担う事業所として、見学ツアーを企画し相互にイメージを持ってもらう取り組みをしてはどうか。

◇企業実習・体験の期間や方法（就職に至るまでのプロセス）について知りたい。

<職場適応>

◇就職後の職場定着支援について

- ・就職させた利用者へのアフターケアを事業所がしても報酬が伴わない
- ・就職前に就業・生活支援センターと関係をつけていないと後の支援が滞ってしまう。

◇就労した会社での障害者への支援体制は整っているか知りたい。

<事業所運営>

◇利用者確保の方策について

- ・就職させた後に次の利用者が補充される保証がない。

◇就労移行支援事業所の需要について

- ・事業に対する需要が明確ではなく、運営上難しい事業である。

◇就労移行支援の受け入れ体制及び規定について知りたい。

◇工賃の設定方法について知りたい。

◇全体的な支援の場での異なる障害のメンバー対応について

- ・ある事業所では、最近の傾向として発達障害の方の利用が増えている。
- ・障害種別によって事業所内で社会を意識した取り組みにも違いがある。精神のところでは社会経験があって利用されている方が多く意識しやすいが、支援学校から直接受け入れている知的のところでは、能力的にも経験的にも社会を意識させにくい。(目上の人への言葉遣い、仕事の厳しさ等)
- ・支援学校を卒業後、2年の訓練期間で就職か福祉的就労かを判断するのは訓練期間として長いようで短い。

<他事業所連携>

◇就労移行、A型、B型の在り方についてどのように思っているか

- ・利用される方が事業所の役割を理解して利用しているか。また、そこで働く職員も役割を意識して支援をしているか。
- ・支援学校への働きかけ、周知が十分出来ていないのではないかと。特に保護者に対して就労移行事業所の役割についての説明が足りないのではないかと。

◇就労系の事業所間の連携の在り方について

- ・就労移行を起点とした雇用拡大やアセスメント体制の整備・拡充の流れが確立しておらず、各就労系の事業者が戸惑いながら利用者獲得に奔走している。
- ・就労移行を利用して就職に繋がった実績を各所でアピールすることで、就労移行への関心はおのずと高まるのではないかと。

地域生活支援ワーキング

回	月日	活動内容	備考
第1回	4月23日	<ul style="list-style-type: none">・今年度のワーキングの方向性について・実態調査(居宅介護とG連協関係)について	
第2回	5月30日	<ul style="list-style-type: none">・実態調査(居宅介護とG連協関係)結果の今後の活用について・事例報告様式の検討・地域課題(事例)の集約について	
第3回	7月17日	<ul style="list-style-type: none">・地域課題について・事業者研修(8/7)について	
第4回	9月3日	<ul style="list-style-type: none">・地域課題について	
第5回	10月15日	<ul style="list-style-type: none">・高齢障害者の支援に対する課題について・G連協情報交換会について	

障害者総合支援法における居宅介護事業に関する実態調査

【報告書】ダイジェスト版

富山市障害者自立支援協議会 | 地域生活支援ワーキング

ダイジェスト版では、主に特徴的なデータと記述回答を取り上げて、まとめをご報告します

調査の概要

富山市内の障害者総合支援法による居宅介護事業者指定を受けている 34 事業者を対象に、居宅介護事業者の基本情報、利用者状況及び支援状況等について幅広く実態を把握し、また地域において深刻化しているヘルパー不足などの課題も明らかにすることを目的に実施しました。調査結果は利用者が安心して居宅介護サービスを受けられるよう、また今後のサービス内容充実に向けた方策の検討に活用するとともに、事業者ネットワークや相談支援（計画相談）との連携に役立てることにしています。

○調査基準日 平成 25 年 11 月 30 日

○有効回答数 24 事業者 {有効回答率：70.6%（小数点第 2 位以下を四捨五入）}

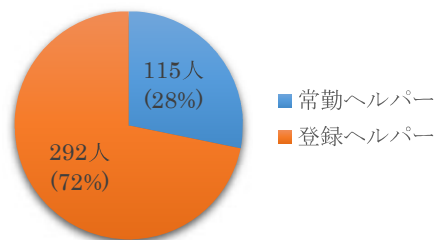
ヘルパーの状況

ヘルパー総数は 407 人。内、常勤ヘルパーが 115 人(28%)、登録ヘルパーが 292 人(72%)でした。〔表 1〕

男女比は、常勤・登録いずれも女性が多いです(90%前後)。

障害に対応できるヘルパーは常勤ヘルパーで 79 人(68.7%)、登録ヘルパーで 143 人(49%)いますが、同行援護従事者養成研修、行動援護従事者養成研修及び介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修受講者は少ないです。

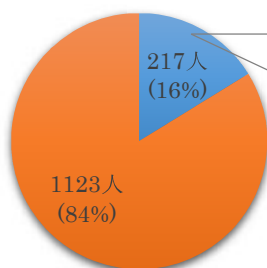
〔表 1〕雇用形態の内訳



障害福祉サービス利用者の状況

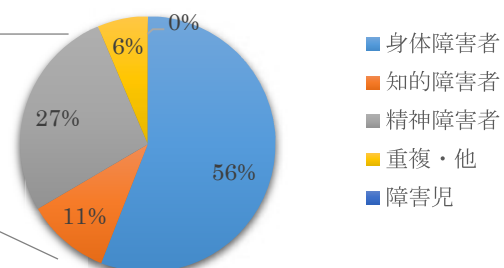
今回の実態調査で回答のあった事業所の利用者数は 1340 人であり、その内訳は、障害者総合支援法（障害福祉サービス）による利用者が 217 人（16.2%）、介護保険法（介護保険サービス）による利用者が 1123 人（83.8%）でした。〔表 2,3〕 また障害者総合支援法（障害福祉サービス）による利用者の中、サービス等利用計画が作成されている利用者は 81 人（37.3%）でした。

〔表 2〕利用者全体に占めるサービスの内訳



■障害者総合支援法（障害福祉サービス）による利用者実人数
■介護保険法（介護保険サービス）による利用者実人数

〔表 3〕障害福祉サービス利用者の障害種別の内訳



① 身体障害

身体障害者に対してサービスを提供している事業所は 19 事業所（79.2%）でした。障害程度区分は、「区分 6」の利用者が最も多く、内訳として重度訪問介護の利用者が多いです。利用者の平均年齢は 50 歳～59 歳代、最高年齢は 65 歳以上の事業所が最も多いです。

② 知的障害

知的障害者に対してサービスを提供している事業所は 7 事業所（29.2%）でした。障害程度区分は、「区分 2」の利用者が最も多いです。利用者の平均年齢は 40 歳～49 歳代、最高年齢は 50 歳代と 60 歳代の事業所が最も多いです。

③ 精神障害

精神障害者に対してサービスを提供している事業所は 11 事業所（45.8%）でした。障害程度区分は、「区分 2」の利用者が最も多いです。利用者の平均年齢は 50 歳～59 歳代、最高年齢は 60 歳～64 歳の事業所が最も多いです。

④ 重複障害・他

重複障害・他に対してサービスを提供している事業所は 7 事業所（29.2%）でした。障害程度区分は、「区分 6」の利用者が最も多いです。利用者の平均年齢は 40 歳～49 歳代、最高年齢は 50 歳～59 歳の事業所が最も多いです。

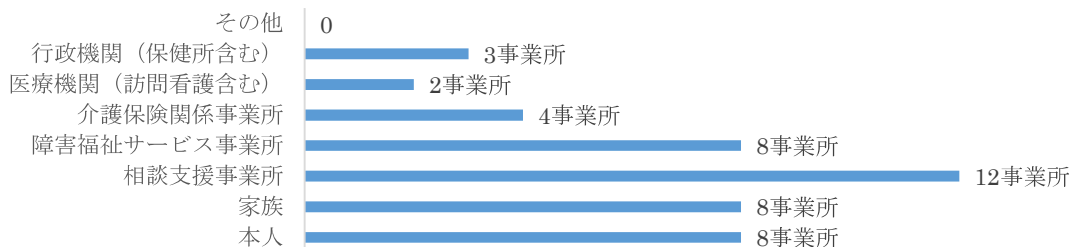
⑤ 障害児

障害児に対してサービスを提供している事業所はありません。

相談支援事業所との連携

平成 25 年度上半期における主な相談経路は、相談支援事業所からが最も多いです。〔表 4〕

〔表 4〕 主な相談経路



今後の相談支援事業所との連携に関して、以下のご意見がありました。

- 現場からの情報提供や提案も行っていきたいので、スムーズな連携体制が大切と思います。個々の生活の視点から支援できるように協力し合っていきたいです。
- サービス開始に当って、サービス事業者だけでなく家族・関係者への理解と協力の体制作りの機会としていただきたい。
- 病院側と連携を図り、入院等があれば状況を把握し、詳細の連絡を頂きたい。
- 定期的にサービス担当者会議があったらよい。困難事例の場合、行政も参加して欲しい。本人の了解がないと相談支援事業所に繋げることが難しいケースでも一緒に考えて欲しい。
- 依頼される時に、利用者様の基本的な情報（障害福祉サービス受給者証のコピー・経緯・家族構成・既往歴・支援事業所様が取られたアセスメント表・ケアプランなど）を頂けるとスムーズに進められます。
- 今後、相談支援事業所と連携し支援していくことがより求められると感じている。お互いに情報を発信し共有することで、統一した支援ができるように支援者間の顔の見える関係作りが重要と思う。
- 利用者が経験を積んだり、エンパワメントできる支援をするために、居宅介護の事業所として何ができるのか、ともに考えたり実践していけますように、そういう場やネットワーク作りの核になってもらえたらなあと思います。
- 情報は常に連絡がきているので助かっています。相談事業所のついていない方の相談。
- 介護保険と同様に次月のサービスの変更等を月末に知らせてほしい。

サービス提供の実際

今回の有効回答事業所 24 事業所中、22 事業所は障害者総合支援法（障害福祉サービス）による利用実績があり、2 事業所は利用実績がありませんでした。利用実績がある事業所から、サービス提供の実際について、それぞれ次の質問に対して自由記載をいただきました。※一部抜粋

◆サービス提供が困難だった（合意していたが提供できなかった）ケース◆

- 家事支援で多いのですが、サービス内容が当初計画よりエスカレートしていき、提供が難しくなった。
- 複数のヘルパーで対応していたが、些細なことで指摘が多く、次々に担当を替えるように要求。1 人のヘルパーに依存が強く、子供のように甘えたり後ろから抱きついたりされ、対応ができなくなった。
- 二人介助や夜間対応のサービスなど人員が不足しており提供できなくなった。
- 医療ニーズが高く、ヘルパーでは対応できなかった。
- 急な依頼の外出希望等、プランでは食事の準備や食事介助等の時間配分だったこともあり、対応することが時間的なことや外出に対応したことの無いヘルパー等で困難だったことがある。

◆事業者側からサービス提供を断った（中断した）ケース◆

- あまりにも露骨にこのヘルパーは失格と本人に言い、入るヘルパーがいなくなった。
- サービスの調整がつかず、断ったことがある。人員確保、希望の時間の対応が困難であった。
- いつも薬を服用。訪問するが眠っている為、鍵が掛かっている、現場キャンセルが頻繁にあった。何かあるごとにヘルパーを替えて欲しいと Tn が入る。
- 利用者の総数が 40 名に達していた。
- 利用者からヘルパーへの人権侵害（暴言等）があった。
- 担当していたヘルパーが職場を辞めた（代替りのヘルパーは要らないといわれた）

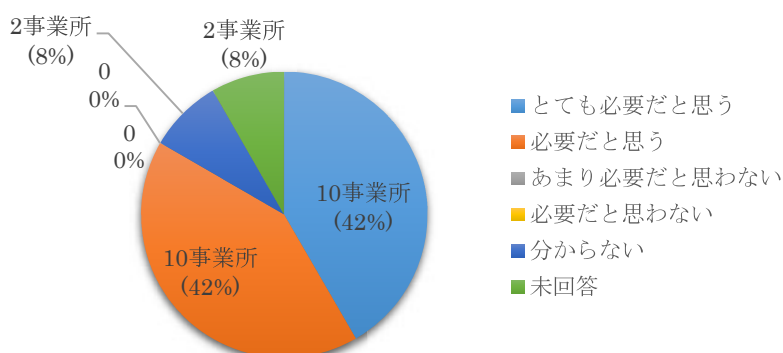
◆利用者側からサービス提供を断られた（中断された）ケース◆

- ヘルパーの対応への不満による拒否。接遇マナーが教育不足。
- 依存されたヘルパーが精神的に入室できなくなり他のヘルパーで対応することを本人にメール連絡。精神科のワーカーからサービス中止の連絡が入る。
- 予定の訪問時に不在であったり、サービス内容に対して不当な苦情が多かったりした。突然のキャンセルに対して、予定外の訪問希望が多く、対応ができず、利用者から断られた。
- 利用者が自分の満足したサービスが得られないと他の事業所に変わった。
- 生活環境が変化し他のサービスに移行した。医療的ケアが在宅では限界になり入院された。
- 当初の計画よりホームヘルプ以外のサービスの割合が増え、利用がなくなっていった。
- 食事中のアルコールの量を控えるようにお体を思っただけで伝えたことが、度々食事の度に心配のあまり伝えたことで気分を害する結果になってしまった。

事業者ネットワーク

事業者同士あるいは相談支援事業者等関係機関との連携・情報交換などを図るための、富山市内居宅介護事業者ネットワークの必要性について、必要であると回答した事業所（「とても必要だと思う」、「必要だと思う」）が 20 事業所(84%)でした。〔表 5〕

〔表5〕 今後のネットワークの必要性



A. ヘルパーについて

<キーワード> ケース情報の共有、障害に対応できるヘルパー、男性のヘルパー、ヘルパーの高齢化

(a) 雇用形態は、ヘルパーの総数に対して常勤ヘルパーが約 30%、登録ヘルパーが約 70%を占めている。多くの登録ヘルパーは、サービスを提供する訪問先から訪問先へ、事業所を立ち寄らずに直接移動を重ねるため、特にケース情報の共有方法が重要といえる。

(b) 障害への対応が可能なヘルパーは、常勤ヘルパーの約 70%、登録ヘルパーは約 50%に留まっており、今後さらに増えることが望まれる。

(c) ヘルパーの男女比は女性が多く、性的トラブルへの対応など異性への柔軟な配慮を可能とするために、男性のヘルパーが増えることが望まれる。

(d) ヘルパーの高齢化が、今後の安定的なサービス提供の不安材料となっている。

B. 居宅介護事業者について

<キーワード> 介護保険サービス、人員不足、他の事業、サービス利用者（希望者）増加への対応

(a) 利用者の総数に対して障害福祉サービス利用者が約 15%、介護保険サービス利用者が約 85%を占めている。殆どの事業者は介護保険サービスの事業指定も受けていることから、障害福祉サービスによる利用者のニーズを明らかにした上で、今後の必要な量（人・時間）と質（専門性）を保障していくこと、両サービスを運営する場合の課題等について検討が必要である。

(b) 人員不足が重度訪問介護等の他の事業の推進を阻害する要因にもなっている。

(c) サービス利用者（希望者）が増加した場合の対応に関して、人員確保などの条件によって可能とする事業所が 10 事業所、人員確保の見通しが立たないため不可能とする事業所も 3 事業所ある。利用者が希望するサービス量は、事業者の事情に左右される（され始めている）ことが懸念される。

C. 利用者について

<キーワード> 障害種別ごとの利用割合、障害特性に応じたサービス、高齢化

(a) サービスの利用者は、総数に対して身体障害者が 56%で最も多く、次いで精神障害者が 27%、知的障害者が 11%となっている。

(b) 障害程度区分は、身体障害者は「区分 6」の利用者が最も多く、知的障害者と精神障害者は「区分 2」の利用者が多い。身体障害者は重度訪問介護、知的障害者と精神障害者は「ヘルパーと一緒に取り組む家事支援」など、それぞれ障害特性に応じたサービスを受けている。

(c) 平均年齢は、身体障害者と精神障害者で 50 歳代が多い傾向にある。今後サービス内容の変化や介護保険サービスへの切り替えなど、高齢化に伴う対応が必要となるケース増加が推測される。

D. 計画相談の導入について

居宅介護事業者と相談支援事業者の連携を望む声は多くあり、計画相談はその一つの手段となりうる。障害福祉サービスによる利用者の内、「サービス等利用計画」を未作成の利用者が約 60%いることから、今後の計画相談の対象者拡大を見据えつつ、既にサービスを利用している利用者への計画相談導入は、ケースを通じた連携を具体化させる機会になるといえる。

E. 相談支援の周知について

現在、新規で居宅介護事業を利用する場合は計画相談が必須であることから、相談支援事業者が関与せずにサービスが提供されることはない。一方で、居宅介護事業者への新規利用の相談経路として本人、家族及び相談支援事業者を除き、未だに障害福祉サービス事業所等の関係機関からの相談がある状況。居宅介護事業者と相談支援事業者の連携を円滑に進めていく上で、地域において一層の相談支援の周知が望まれる。

F. 事業者ネットワークの推進について

現状と課題や相談支援事業との連携などに関して、居宅介護事業者が単独で対応していくことは容易でない。実際に、約 85%の事業者が富山市内の居宅介護事業者のネットワークの必要性を感じており、今後は事業者が様々な課題等に協働で対応していくことが望ましいといえる。

G. 事業者情報の共有について

今回の調査で得られた事業所基本情報はデータベース化し、今後も最新情報を地域で共有する仕組みが望まれる。事業所情報を共有することは、利用者と居宅介護事業者のサービスのマッチングに有益であり、利用者の安心に繋がる。又、主に情報を取り扱う相談支援事業者が、地域でサービスの安定供給を点検することも可能となる。

グループホーム等における利用の高齢化に関する実態調査 【報告書】ダイジェスト版



【G連協】富山市グループホーム等連絡協議会

ダイジェスト版では、主に特徴的なデータと記述回答を取り上げて、まとめをご報告します

調査の概要

グループホーム等の利用者について、特に高齢利用者に特有の実態（経済状況、日常的な支援や介護保険サービス移行時支援など）を明らかにすることを目的に実施しました。調査結果は、利用者が安心して年齢を重ねられる地域生活の実現に向けて、今後必要となる環境整備や関係機関連携などの検討に活用することとしています。

○調査基準日 平成 26 年 1 月 1 日

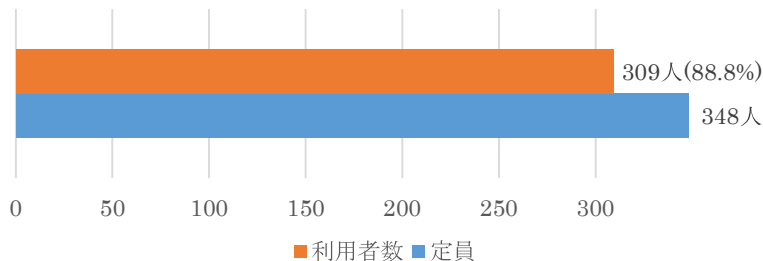
○有効回答数 50 事業所 {有効回答率：94.3%（小数点第 2 位以下を四捨五入）}

利用者状況(平成 26 年 1 月 1 日現在)

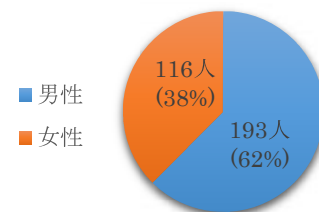
(1) 利用者数等

利用者の総定員 348 人に対して 309 人が利用しており、利用率は 88.8%であった【表 1】。男女比は、男性が 193 人（62.5%）、女性が 116 人（37.5%）で男性が多い【表 2】。

【表1】利用者数



【表2】利用者の男女比

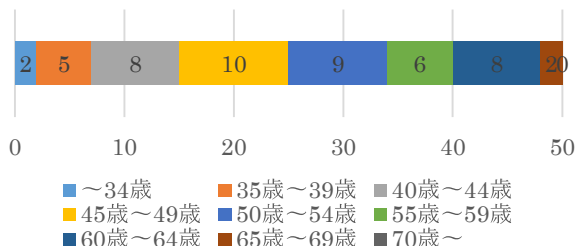


(2) 年齢等

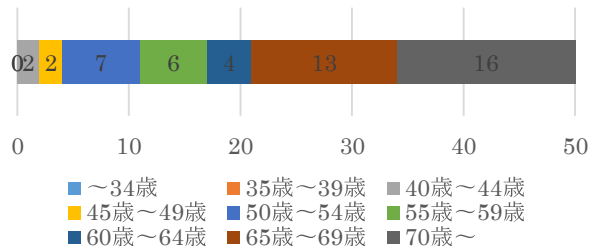
65 歳以上の利用者は 63 人おり、利用者全体に占める割合は 20.4%であった。

なお、利用者の平均年齢が、60 歳以上の事業所は 10 事業所（20.0%）あり、内 65 歳以上の事業所が 2 事業所であった【表 3】。また利用者の最高年齢が、60 歳以上の利用者のいる事業所は 33 事業所（66.0%）あり、内 65 歳以上の利用者がいる事業所は 29 事業所（58.0%）であった【表 4】。

【表3】利用者の平均年齢 {事業所：50事業所}



【表4】利用者の最高年齢 {事業所：50事業所}



事業所における利用者の高齢化に関する認識

事業所における利用者の高齢化に関して、「特に認識していないが今後の課題として不安がある」と「課題として不安がある」と回答した事業所が合わせて 38 事業所（76.0%）であった。

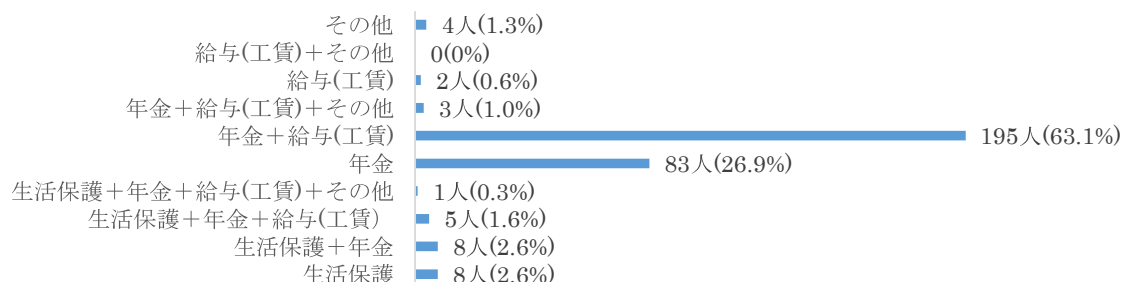
利用者の経済状況

利用者の一月あたりの収入の内訳は、「年金+給与（工賃）」の利用者が 195 人（63.1%）と最も多く、次いで「年金」のみの利用者が 83 人（26.9%）であった【表 5】。

「年金」、「年金と給与（工賃）」及び「年金+給与（工賃）+その他」を収入としている利用者は合わせて 281 人（90.9%）であり、その内、一月あたりの収入が 100,000 円以上となる利用者が 39 人（12.6%）、同じく 100,000 円未満となる利用者は 242 人（78.3%）であった【表 6】。

「生活保護」のみを除くすべての収入内訳項目を通じて、一月あたりの収入が 100,000 円以上となる利用者は 48 人（16.0%）、同じく 100,000 円未満となる利用者は 253 人（84.0%）であった【表 7】。

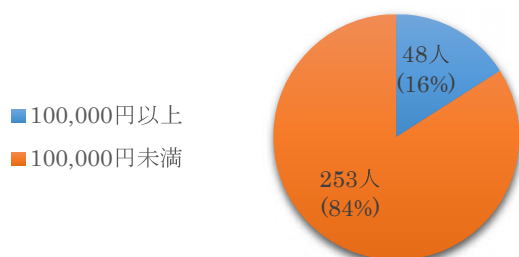
【表 5】 利用者の一月あたりの収入の内訳（利用者：309人）



【表 6】 経済状況の内訳表

①	生活保護	8人	⇒	—	8人
②	生活保護+年金	8人	⇒	100,000円以上 100,000円未満	7人 7人
	生活保護+年金+給与(工賃)	5人			
	生活保護+年金+給与(工賃)+その他	1人			
③	年金	83人	⇒	100,000円以上 100,000円未満	9人 74人
	年金+給与(工賃)	195人			
④	年金+給与(工賃)+その他	3人	⇒	100,000円以上 100,000円未満	30人 168人
	給与(工賃)	2人			
⑤	給与(工賃)+その他	0人	⇒	100,000円以上 100,000円未満	0人 0人
	その他	4人			
⑥	その他	4人	⇒	100,000円以上 100,000円未満	0人 4人

【表 7】 一月あたりの収入（利用者：301人）
（生活保護のみ利用者を除く）



介護保険サービス導入時における課題（自由記載） ※一部抜粋

（１）現利用者に対する支援上の課題 …ADL低下に対する支援、医療面の不安

○入居の際にADLが自立しており一人で生活を送れることを条件としている為、高齢化により介護が必要になってきた利用者については、介護施設などへの移行を検討していく必要がある。

○てんかん発作や肺炎などで倒れたり入院したりすることが増えてきた。脳梗塞の痕も沢山あり、いつどうなるか解からないと医師に言われている。現実問題としてどこまで対応できるか不安がある。

（２）制度上の課題 …介護認定、支給量と介護保険の単位、介護保険優先

○介護保険サービス利用申請をしても、身体機能的には問題がない為に介護度がつかない。また、介護度がついても精神症状があると、受け入れてくれる施設がない。

○グループホームと就労継続支援B型の施設を利用していた利用者の方が、サービス導入前に介護保険サービスの申請を勧められ、高齢（70歳）であることを理由に、就労継続支援B型の支給決定が下りなかった事例があった。

（３）経済的課題 …低所得、介護保険の1割負担困難

○介護つきアパートは利用料が高く、経済面で困難な状況。

○障害年金だけで生活している方が多く、ニーズに対するサービス量を受けるだけの経済的余裕がない。

（４）地域包括支援センターとの連携 …移行の情報提供、障害についての情報伝達 等

○介護認定を受ける際も障害者であるということを理解してもらう必要がある。また、その時の本人の状態を、しっかりと本人がどこまで説明できるか心配である。こちらが説明しても、本人は「できる」「大丈夫」と言ってしまう可能性があるため、職員が状況を詳しく説明する必要があると思われる。

（５）移行先〔受け入れ先〕の課題 …障害に対する理解

○要介護度は低いが、グループホームでは生活できないため、サービス利用のため介護認定を受けた。しかし要介護度が低いのと、精神疾患があるとの理由で施設入所がなかなか見つからず、利用できたのは有料老人ホームくらいしかなかった。

（６）身寄り等の不在の課題 …保証人の問題

○グループホームでの利用が困難になり施設へ入所を検討した場合、身寄りがない等の理由による保証人の選任が問題。

その他、利用者の高齢化に関する課題など（自由記載） ※一部抜粋

○利用者の高齢化に伴い、職員自身も高齢者福祉について勉強する必要があると思われる。

○身体能力の低下に伴い、休日・夜間など職員がいない時間の事故や怪我などが発生した場合に対応が遅れる可能性がある。また、同様に災害時などの対応に不安がある。

○家族が利用者に関心なく、何故グループホームに住めなくなっているのか理解してもらえない。（病院が運営しているため、入院すればよいと思っている。）

まとめ

グループホーム等における利用者の高齢化に対して、何らかの課題を認識し不安を抱えている事業所が 41 事業所 (82.0%) に及んだ。65 歳以上の利用者は 63 人であり、利用者全体の約 20% を占めている。又、利用者の平均年齢が 60 歳以上の事業所は 10 事業所 (20.0%) であるものの、最高年齢が 60 歳以上の利用者がある事業所は 33 事業所 (66.0%) あり、高齢化が身近な状況に迫りつつある事業所も相当数あることが明らかとなった。グループホーム等における利用者の高齢化に伴う支援の在り方は、当事者の地域生活の継続においても重要な課題であるといえる。

今回の調査結果から、高齢利用者に特有の実態として次のキーワードが浮かび上がった。

①『障害福祉サービスと介護保険サービス』

年齢的には障害福祉サービスから介護保険サービスの対象となる。サービスの枠組みが複数もしくは変更が必要となることから、現在の障害福祉サービスの事業所 (グループホーム等) で支援を実施するにあたり、常に介護保険サービスなど事業所以外の支援を念頭に置く必要がある。

②『経済的負担の増大』

サービスの枠組みが複数となる場合、また介護保険サービスに変更となる場合も、その費用が利用者自己負担の低額な障害福祉サービスより高くなり、経済的負担は増大する。一方で、現在の収入を障害年金、障害年金と就労系サービス等の給与 (工賃) で占めている利用者数が 9 割以上、月額 100,000 円未満の利用者数が 8 割以上という高い割合であることから、現状の経済基盤では余力が乏しく、経済的困難を強いることに繋がっている。

以上のことを踏まえ、利用者が安心して年齢を重ねられる地域生活の実現に向けて、今後必要となる関係機関との連携や環境整備などに関して、以下の 3 項目の検討が必要と思われる。

A. 介護保険サービス関連領域との連携

(Ⅰ) 65 歳を迎え介護保険サービス申請が必要となった際、要介護認定等の手続きにあたっては、相談支援事業者やグループホーム等の障害福祉サービス事業者と当該関係機関が情報共有を図り、当事者の障害特性や経済状況等に対して十分な配慮をおこなうこと。(Ⅱ) 60 歳以上の利用者が、相当数いる状況を考慮し、例えばその年齢に達している利用者を「介護保険サービスの切り替えに備える年齢」とし、可能な限り早い段階から関連領域と連携すること。(Ⅲ) これらのことを可能とする基盤ともなる情報交換会 (勉強会) 等を開催すること。

B. 医療機関との連携

身体機能の低下や疾病に伴い、医療的支援の必要度が高まる当事者が増えることが予想されるため、健康管理などを含め医療機関との連携を推進し、当事者や事業者が安心できる環境を作ること。

C. 居住サポート事業等の市町村地域生活支援事業の充実

経済状況や身寄りがいないなどの環境も含め、地域で生活する当事者の様々な基盤が十分ではないことに対し、見守り支援、家賃債務保証会社との提携や保証人に関する対応など、具体的な仕組み作りに関する協議の場を設けること。

子ども発達支援ワーキング

回	月日	活動内容	備考
第1回	5月23日	① 自己紹介 ② これまでの取り組みについての説明・報告 ③ 今年度の内容についての検討 ④ 各機関で抱える問題・課題についての意見交換	
第2回	6月27日	○事業所見学 ① つくしの家 ② キッズルームたまご	
第3回	7月25日	① 事業所見学の報告 ② 事例検討『適切な就学指導について』 発表者:富山市教育委員会	
第4回	8月22日	○保護者支援 『精神疾患を持つ保護者への対応について』 *グループワーク 講師:富山児童相談所 アドバイザー:ゆりの木の里	
第5回	9月19日	○学童保育における障害児支援 『障害児を受け入れている学童保育における課題について』 話題提供者:NPO 法人 星槎学童保育富山	
第6回	10月24日	○事業所における障害児支援 I.『富山型デイサービスにおける課題について』 話題提供者:デイケアハウス にぎやか	

※ 相談支援ワーキング（定例会）4月23日、6月25日、8月20日、10月22日に実施（各専門ワーキングの活動報告）。

Q&A< 小学部 グループ>

	Q	A										
家庭生活	①いじめに関する相談はどこでできますか？	<p>①富山市教育センターに「こどもいじめテレホン相談」があります。子どもだけでなく、保護者の方も相談できます。市教セのHPにリンク。→ http://www.tym.ed.jp/c10/</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>富山県総合教育センター 24時間いじめ相談ダイヤル</td> <td>076-444-6320</td> </tr> <tr> <td>富山県教育委員会 東部教育事務所相談電話</td> <td>076-441-3882</td> </tr> <tr> <td>富山県警察本部いじめ110番</td> <td>0120-32-7867</td> </tr> <tr> <td>富山県警察本部 ヤングテレホンコーナー</td> <td>0120-87-3415</td> </tr> <tr> <td>富山地方法務局 「子どもの人権110番」</td> <td>0120-007-110</td> </tr> </tbody> </table>	富山県総合教育センター 24時間いじめ相談ダイヤル	076-444-6320	富山県教育委員会 東部教育事務所相談電話	076-441-3882	富山県警察本部いじめ110番	0120-32-7867	富山県警察本部 ヤングテレホンコーナー	0120-87-3415	富山地方法務局 「子どもの人権110番」	0120-007-110
	富山県総合教育センター 24時間いじめ相談ダイヤル	076-444-6320										
富山県教育委員会 東部教育事務所相談電話	076-441-3882											
富山県警察本部いじめ110番	0120-32-7867											
富山県警察本部 ヤングテレホンコーナー	0120-87-3415											
富山地方法務局 「子どもの人権110番」	0120-007-110											
②他の家族のケア(ex.家族の介護等)で子どもに十分に関わることができません。どこに相談したら良い→よいですか？	②富山市障害福祉課の窓口にご相談してみてください。内容を伺った上で、関連の窓口をご紹介します。											

幼稚園・保育園
学校・進路

③富山市の通級指導教室はどのようなものが開設されていますか？

③通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍し、教科等の学習は通常の学級で受けながら、心身の障害に応じた特別な指導を特別な場で行う特別支援教育の形態です。富山市の小学校では、言語障害・情緒障害・学習障害の3つの教室が開設されており、週1～3時間指導を受けることができます(中学校では学習障害通級指導教室が開設されていません)。通級指導を希望される方は、在籍の学校にご相談ください。
通級指導教室設置校については、リンク先を参照してください。
→学校教育課HPにリンク。

④特別支援学校と特別支援学級の違いは何ですか？

ク。
(<http://www.city.toyama.toyama.jp/kyoikuiinkai/gakkokyoikuka/gakkokyoikuka.html>)
※聴覚障害、視覚障害に対する指導を希望する方は、富山聴覚総合支援学校、富山視覚総合支援学校の教育相談部にご相談ください。
④富山市障害福祉課HP「心身に障害のある方」→『障害福祉のしおり』をご参照ください。
→障害福祉課HPにリンク。

(2) 基幹相談支援室の活動状況について

平成 25 年度 基幹相談支援室利用状況

1 個別ケースに関する相談

(1) 障害者

① 障害者の相談実人数 179名

〈内訳〉 身体障害 59名、精神障害 46名、知的障害 45名
重複障害 14名

(身体+知的 7名、身体+精神 6名、知的+精神 1名)

発達障害 1名、高次脳機能障害 1名、難病 1名、その他 12名

② 障害者の延べ相談件数 904件

〈障害種別〉 身体障害 254件 (28.1%)

知的障害 216件 (23.9%)

精神障害 177件 (19.6%)

重複障害 219件 (24.2%)

(身体+精神 178件、身体+知的 39件、知的+精神 2件)

など

〈相談者〉 本人 265件 (29.3%)

家族 167件 (18.5%)

保健・医療関係機関 155件 (17.1%)

障害者サービス事業所 147件 (16.3%)

など

〈相談方法〉 電話 433件 (47.9%)

訪問 139件 (15.3%)

来所 126件 (13.9%)

など

〈相談内容〉 1087件 *複数計上

福祉サービス 463件 (42.6%)

保健・医療 148件 (13.6%)

家族関係・人間関係 125件 (11.5%) など

〈支援内容〉 情報提供・収集 477件 (52.6%)

傾聴・助言 186件 (20.6%)

関係機関調整 126件 (13.9%) など

(2) 障害児 (18歳未満)

① 障害児の相談実人数 11名

〈内訳〉 知的障害 3名

重症心身障害 2名

身体障害 2名

重複障害 3名 (身体+知的)

発達障害 1名

② 障害児の延べ相談件数 28件

〈相談者〉 家族 10件、保育・教育機関 8件、障害者事業所 4件 など

〈相談方法〉 電話 15件、来所 5件、個別支援会議 4件 など

〈相談内容〉 33件 *複数計上

保育・教育 10件、福祉サービス 5件、

家族関係・人間関係 5件 など

〈支援内容〉 情報提供・収集 18件、傾聴・助言 4件、個別支援会議 4件

など

2 関係機関連携に関する相談

(1) 相談件数 285件

- ・市内の相談支援事業所からの相談が217件（76.1%）と最も多い。
- ・相談内容は、計画相談の進め方やサービス等利用計画の作成に関することが多い。
- ・相談に対して、関係者に、助言・指導、同行支援等で対応している。

(2) 市内相談支援事業所へ計画相談を依頼した件数 57件

〈内訳〉 身体障害 15件、知的障害 10件、精神障害 26件、

身体+知的 2件、身体+精神 2件、発達障害 2件、

その他 2件

〈計画相談依頼先〉

We ネット 2件	恵風会相談支援事業所あ ざみ 3件	あすなろセンター 4件
あゆみの郷（相談支援事 業所アシスト） 5件	相談支援事業所けやき 4件	高志福祉相談センター 4件
常願寺地域生活相談支援 センター 6件	自立生活支援センター富 山 3件	ちむぐりさ 6件
フィールド・ラベンダー 4件	フレンドリー相談支援セ ンター 2件	相談支援センターみらい 2件
ゆりの木の里相談支援セ ンター 7件	和敬会生活支援センター 5件	

(3) 地域支援 76件

- ・普及啓発活動として富山県知的障害者相談センターや富山市介護支援専門員協会の研修、障害者福祉サービス事業所の勉強会等で講師依頼を受けた。
- ・富山市障害者自立支援協議会の相談ワーキングや専門ワーキングに参加し、地域福祉に関する調査等を行い、課題を富山市障害者自立支援協議会へ報告した。

1 障害者相談支援事業

・相談内容の傾向

(H26年4月～9月30日現在)

項目	現 状
障害児から障害者への移行期における弊害	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満までは児童相談所の関わりにより施設入所や病院、教育機関に繋がり落ちていたが、児童施設からの退所年齢、学校卒業等のライフステージ移行期を迎え、地域に戻る際、相談支援事業者が関わるようになる。これまでの支援機関の介入により現状の生活が落ち着いているため相談支援事業者への相談は、移行期の高等部3年生になってから持ち込まれている。そのようなケースの多くはひとり親世帯、親の養育力不足、経済的問題を抱えている等の多問題家族が多く、家庭に戻ることが困難な状態にあり、ケースの情報整理やこれまでの支援の経過の把握等、支援を引き継ぐにあたり時間を要する。 ・進路としてグループホームを選択するにしても18歳では障害基礎年金の受給対象年齢に達していない為、経済的問題があり、生活保護を検討していかざるを得ない場合もある。 ・多問題を抱えるケースについては、18歳を迎えた後も継続して安定した生活を送れるようにしていくため、早期から将来を見据えた移行支援会議が定期的開催される等、いわば障害児からの出口の支援が重要となってくる。 ・しかし、相談支援事業者には多問題を抱えている児童の情報を早期から児童相談所や教育機関等と共有するシステムは今のところ整備されていない。個人情報保護の問題もあると思われるが、障害をもつ児童がより円滑にライフステージの移行が行えるよう、早期の段階から情報共有をし、切れ間なく支援を受けていけるようなシステムづくりの必要性を感じている。
親の高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の親との生活により、同一世帯で介護保険と障害福祉サービスを利用しているケースも多くあり、互いのサービスを調整するため、地域包括や居宅介護支援事業所との連携を図り、家庭全体を支援する体制づくりを行ってきている。 ・また、これまで親が中心となり家庭で支援をしていた引きこもり等の潜在化していたケースが親の高齢化に伴い、地域で顕在化し、成年後見制度や権利擁護に関する利用手続きが必要となり、手続きの補助等の支援を行っている。

多問題家族	<ul style="list-style-type: none"> ・障害をもつ本人の問題だけではなく、家族も障害や疾患を有していたり、経済的問題を抱えていたりなど家族の抱える生活困難や脆弱性が問題で虐待と疑われるような事例も見られ、障害福祉課と相談しながら支援をしている。本人の支援だけに留まらず、家族それぞれの抱える問題や課題も視野に入れ、家族全体を支援していく体制づくりが必要になっている。
多機関連携	<ul style="list-style-type: none"> ・困難なケースである程、問題や専門性が多岐に渡り、一相談支援事業所では担いきれない状況にある。福祉分野のみに限らず、警察や保護観察所、教育機関、医療機関等、各専門機関との支援体制づくりが必要とされている。相談支援事業所から相談を受けた際は障害福祉課と相談をしながら、各専門機関への繋ぎを行い、相談支援事業所の支援を行っている。 ・しかしながら、各関係機関との見守り体制を整えていても交際相手との関係や金銭トラブルなど見守りきれない部分もあり、苦慮している。 ・また、関係機関との調整にあたっては、市外など広域に渡る事例もあり、情報共有や連携の仕方も重要になっている。
相談支援事業者へのフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談を行っている相談支援事業者が都合により、やむを得ず事業を休止することになり事業所から相談があった。当支援室では計画相談が中断されないことがないよう、障害種別やケースの特性を把握し、次の相談支援事業者の選定と引継ぎが適切に行われるよう支援を行った。相談支援事業者が増えつつあるなかで、事業所の休止に伴う対応にも中立・公正な立場でケースの引継ぎができるよう支援していく必要がある。 ・また、相談支援事業者が困難なケースを抱え込み、バーンアウトしてしまわないため、同行訪問や研修会、事例検討会等を行い、相談支援専門員のスキルアップとフォローアップに今後も力を入れていきたい。

平成26年度基幹相談支援室事業実施状況

(平成26年10月1日現在)

	障害者相談支援事業	利用計画指導事業		事業者研修事業
		事例検討会	連絡会	
平成26年	4月	随時	精神障害者ケース ・開催日 H26.4.16 ・参加者 相談支援事業者、保健所 11名参加	
	5月	随時		第1回 連絡会 ・テーマ「触法障害者の支援」 ・開催日 H26.5.28 ・参加者 相談支援専門員 26名参加 ・内容 ①研修報告 ②活動紹介 「地域定着支援センターの役割」
	6月	随時		
	7月	随時	知的障害者ケース ・開催日 H26.7.9 ・参加者 障害福祉課、相談支援事業者、就継B型事業者 10名参加	
	8月	随時	知的障害者ケース ・開催日 H26.8.8 ・参加者 相談支援事業者 9名参加	第1回研修会 ・テーマ「障害に対する知識を深め、支援の方法について考える」 ・開催日 H26.8.7 ・対象者：居宅介護事業者 相談支援事業者 49名参加 ・内容 ①調査報告 ②説明「相談支援の流れ」 ③講義「精神障害の特性と支援について」
	9月	随時		第2回 連絡会 ・テーマ「精神障害者の支援について」 ・開催日 H26.9.16 ・参加者 相談支援専門員 30名参加 ・内容 ①事例紹介 ②グループワーク
	10月	随時		(予定) 第2回研修会 ・テーマ「障害者の就労における支援のあり方と連携について考える」 ・開催日 H26.10.30 ・対象者：就労支援サービス事業者 相談支援事業者 ・内容 ①講演「富山障害者職業センターとの連携」 ②パネルディスカッション
	11月	随時		(予定) 第3回研修会 ・テーマ(仮)発達障害児について ・開催日 H26.11.28 ・対象者：放課後等デイサービス事業者 児童発達支援事業者 相談支援事業者 ・内容 ①講義
	12月	随時		
	平成27年	1月	随時	
2月		随時		(予定) 第3回 連絡会
3月		随時		
	個別ケースは随時		必要に感じ、随時開催	
				年3回開催予定

(3) 権利擁護部会の取り組み状況について

1. 部会の開催状況

開催年度	回	開催日	活動内容
H25	第1回	1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待についての通報・相談件数について ○障害者虐待防止法施行に伴う市の取り組み状況について <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待事例の対応状況について ・障害者虐待事例における課題について
	第2回	3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待についての通報・相談件数について ○平成26年度権利擁護部会の取組みに向けて <ul style="list-style-type: none"> ・部会の長期計画、26年度計画の確認
H26	第1回	5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待についての通報・相談件数について ○平成26年度権利擁護部会の予定等について <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待事例の課題整理の検討、部会主催の研修会開催の検討
	第2回	10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待についての通報・相談件数について ○障害者虐待事例の課題整理について <ul style="list-style-type: none"> ・現状の報告 ○平成26年度研修会について <ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催日、研修内容の検討
	第3回	2月3日 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待についての通報・相談件数について ○障害者虐待事例の課題整理について <ul style="list-style-type: none"> ・現状の報告 ○平成27年度権利擁護部会の取組みに向けて <ul style="list-style-type: none"> ・27年度計画の確認

2. 富山市障害者虐待防止センターにおける通報・相談件数について

(1) 年度別件数

年度	H24	H25	H26		計
	10月～3月	4月～3月	4月～9月	10月～3月	
通報	7	6	2		
相談	18	18	13		

(2) 通報の概要(H26 年度上期)

番号	相談受理年月	虐待の種類※	相談・通報経路	虐待行為の種類	被虐待者の属性		
					障害種別	性別	年齢
1	H26.8.12	養護者による虐待	市町村行政職員	経済的虐待	知的障害	女性	20～24歳
2	H26.8.22	養護者による虐待	その他	心理的虐待・経済的虐待	知的障害	女性	20～24歳

3. 平成26年度研修会について

(1) 開催日程

日時: 平成 27 年 2 月 3 日(火) 15:00～16:30

場所: 障害者福祉プラザ

(2) 対象

市内障害者相談支援事業所

* 基幹相談支援室が、相談支援事業所を対象とした連絡会を開催しており、第3回連絡会として、研修会を開催する予定

(3) 内容

検討中

* 障害者虐待対応での関係機関等との連携事例や、権利擁護に関する事例等を紹介する予定

(4)「第3次富山市障害者計画」及び「第4期富山市障害福祉計画」の策定について

障害者計画及び障害福祉計画の流れ

